

消食表第 320 号  
令和元年 9 月 19 日

国税庁課税部酒税課長 殿  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿  
各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
(公印省略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

厚生労働省が「ゲノム編集技術応用食品」の食品衛生上の取扱いを決定し、ゲノム編集技術応用食品の国内流通が可能な状況となったことから、消費者庁として「ゲノム編集技術応用食品」の表示上の取扱いを整理しました。

また、平成 30 年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、「アーモンド」を特定原材料に準ずるものに追加することとしました。

上記見直しに係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確化すべきと判断した事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準Q&A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。